

公立大学法人旭川市立大学 中期計画素案（第3回評価委員会時点）

（令和5年4月から令和11年3月）

目次

第1	中期目標を達成するための基本的な方針	1
第2	中期計画の期間	1
第3	教育研究上の基本組織	1
第4	教育等に関する目標を達成するための措置	2
第5	研究に関する目標を達成するための措置	4
第6	地域貢献に関する目標を達成するための措置	5
第7	国際交流に関する目標を達成するための措置	5
第8	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	6
第9	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	7
第10	自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置	8
第11	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	9
第12	予算、収支計画及び資金計画	10

第1 中期目標を達成するための基本的な方針

学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。

ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。

この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。

第2 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。

第3 教育研究上の基本組織

中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

- 学部 経済学部経営経済学科
保健福祉学部コミュニティ福祉学科
保健福祉学部保健看護学科
- 研究科 地域政策研究科地域政策専攻

イ 旭川市立大学短期大学部

- 学科 食物栄養学科
幼児教育学科

第4 教育等に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、入学案内（パンフレット）及びウェブサイト（HP）上に掲載し周知の徹底を図る。
- 2) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を実施する。
- 3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。

<学部・短期大学部共通>

- 1) 地域からの入学機会を確保するため、学校推薦型選抜において地域型選抜を実施する。
- 2) 高大連携プログラムを活用し、地域枠対象高校に対して特別講座を実施する。

※学生の受入れに関する措置については、令和5年度の入試結果により目標達成度について総括し、必要に応じ入学者選抜方法の見直しを行うとともに、将来の入学対象学生数減少を見据えた魅力ある教育改革と周知方法を検討する。

(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部共通>

- 1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通じて定期開催とする。
- 2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通じたキャリア教育の充実を図る。
- 3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。
- 4) 日本学生支援機構の修学支援制度を含め、奨学金・貸付金制度全般について広く周知（冊子及びHPへの掲載）する。
- 5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援新制度を活用する。
- 6) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制の構築を目指す。
- 7) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制の整

備と、学生を健康面から支える保健室機能の体制整備を進める。

<経済学部>

キャリア教育の一環としてゼミナール発表会を開催し、参加者（経営者及び行政・教育関係者）より評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。

<保健福祉学部>

国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続して実施する。

<短期大学部>

就活のルールやマナー、就職時に必要となる労働条件等に関するキャリアセミナーを開催する。

※学生及び卒業生への支援に関する措置については、令和5年度に実施する学生満足度調査結果を踏まえ、中期計画の必要な見直しと改善策を講ずる。

（3）教育に関する目標を達成するための措置

<学部、短期大学部、大学院共通>

- 1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に定め、講義概要（シラバス）及びウェブサイト（HP）上に掲載し周知の徹底を図る。
- 2) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定め、講義概要（シラバス）及びウェブサイト（HP）上に掲載し周知の徹底を図る。
- 3) カリキュラム・マップ（授業科目と学位授与方針の相関関係表）、カリキュラム・ツリー（授業科目の体系性・系統性・履修順序配当年次図）、ナンバリング（授業科目を分類化）を明確に定め、講義概要（シラバス）及びウェブサイト（HP）上に掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修促進を図る。

<経済学部>

- 1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを実施する。
- 2) 国内提携大学との交流（単位互換、学生交換等）を推進する。
- 3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。
- 4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。
- 5) 新学部設置以降のカリキュラム編成、講義形式、学部組織の検討を進める。

<保健福祉学部>

ジェネリックスキルテストを実施し、ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。

<保健福祉学部コミュニティ福祉学科>

- 1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正を行い、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。
- 2) 介護福祉士養成課程を令和5年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。

<保健福祉学部保健看護学科>

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせた新カリキュラムを導入し、地

域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。

<短期大学部>

- 1) 短大生活をスタートさせる上での心構えを醸成するためにプレカレッジプログラム（入学前教育）を継続して実施する。
- 2) 導入教育の一環として新入生研修会を継続して実施する。
- 3) 各演習活動を活発化させるため、全学教育活動発表報告会に積極的に参加する。
- 4) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテスト（PROG テスト）を在学期間中に2回（入学時と卒業時）実施し、社会人基礎力の向上（達成）度を測定する。
- 5) 公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定する「初級障がい者スポーツ指導員」の資格取得を導入する。

<短期大学部食物栄養学科>

高齢者への食支援に繋げるために、栄養士養成において「介護福祉士実務者研修」を実施する。

<短期大学部幼児教育学科>

一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する「こども音楽療育士」の資格取得を導入する。

※教育に関する措置については、毎年度実施する自己点検・評価結果を踏まえ、また、地域からの評価を踏まえて必要な改善と見直しを行う。

第5 研究に関する目標を達成するための措置

（1）地域連携センターの設置

地域連携センターの主要業務の一つを研究支援とし、科学研究費を含む競争的資金の研究支援、協同・委託研究、助成等の産学官連携による研究支援を強化する。

（2）「地域協働型研究」の実践

個々の教員の自発的な研究に止めることなく、学内外との共同研究並びに委託研究事業の受入れを強化し、本学の特色である「地域協働型研究」の実践を積み重ね、代表的実践例とその理論的背景を地域連携センター年報に取りまとめ、広く一般に公開する。

※研究に関する目標を達成するための措置について、令和5年度及び6年度を事務組織改革の柱である「地域研究所」から「地域連携センター」への業務転換期間と位置づけ、地域連携センターがおこなう、教員に対する研究支援の強化を図る。

第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) 旭川市立大学地域連携センターが中心となり、大学と行政、産業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を推進する。

- 2) 旭川市立大学地域連携センターが主導し、本学の教育研究成果を地域へ発信するため、また、地域の課題発見・解決を図るための公開講座（AEL 事業）を積極的に開催する。
- 3) 高大連携強化の一環として、また、生涯学習を希望する社会人及びシルバー世代の学習機会の場合として、「高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を刊行し、高校からの開催要望と地域からの期待に応える。
- 4) ゼミナール教育活動を通して、地域の要請に応える教育研究活動をより一層進め、その成果を全学ゼミナール教育活動発表報告会に結実させ、HP 等において公開する。
- 5) 大学の知的資源の一つである図書館を一般開放し、地域の学習意欲向上に応える。
- 6) 他の高等教育機関との連携（ウエルビーイングコンソーシアムへの参画）を継続する。

<短期大学部>

- 1) 卒業生を中心に、現場で働く社会人を対象とした「スキルアップセミナー」を開催する
- 2) 本学卒業生を中心に、受験資格取得者を対象とした「管理栄養士国家試験対策講座」を継続して実施する。

※地域貢献に関する措置については、各年度の開催実績等を総括し、次年度に向けて必要な改善と継続的な実施を行う。

第7 国際交流に関する目標を達成するための措置

- 1) 公立大学法人への設置者変更、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部への名称変更に伴い、既存の海外連携協定大学と再度連携協定の締結を行い、協定大学との国際交流を再開する。

<海外の連携大学>

水原大学校（韓国）・水原科学大学（韓国）・水原女子大学（韓国）・銘伝大学（台湾）・ハロン大学（ベトナム）・ドンバック大学（ベトナム）・スワンスナントラ・ラチャパット大学（タイ）・浙江工商大学（中国）・ウェブスター大学（アメリカ）・モナシュ大学（オーストラリア）

- 2) 留学生支援体制（国際交流委員による留学生への個別面談、ゼミナール担当教員・国際交流委員・学生支援課職員間の連携）の充実を図る。
- 3) 経済状況が厳しい留学生に対し、奨学金募集情報の提供強化を図る。
- 4) 留学生の日本語能力のレベルアップ支援として、各種スピーチコンテストへの参加を積極的に応援する。

※国際交流に関する措置については、令和5年度及び6年度で、全ての海外連携大学と協定についての内容確認と再締結を完了する。

第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

（1）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 責任ある運営体制の構築に関する目標を達成するための措置

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、各部局等（大学の各学部・学科、短大、大学院、各種委員会、法人事務局等）が自らの責任と任務を自覚しつつ、部局内部の意思決定を行うことができる運営体制を構築する。

※運営体制の改善に関する措置について、各年度において、各部局等が適切にその責任と自覚ある運営が出来ていたかを検証し、次年度に向けて必要な体制改善を行う。

（２）事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

1) 機能的な事務組織の構築

- ① 事務組織改革を実施（令和５年度）し、事務の効率化と合理化に取り組む。
- ② 事務組織改革（令和６年度以降）において、外部委託の活用を検討する。
- ③ 事務組織改革後の業務マニュアルを令和６年度までに新たに作成する。
- ④ 事務機能の情報（デジタル）化を推進し、業務の効率化を図る。
- ⑤ 健全で効率的な大学運営をエビデンスに基づいて行うために、ＩＲ活動を推進させる。

※事務等の効率化及び合理化に関する措置については、各年度実施の事務組織改革の検証結果を踏まえ、必要な対策を次年度以降講じることとする。

（３）人事制度に関する目標を達成するための措置

1) 雇用条件等の検討

教職員人事に関する諸規程の適切な見直しを行い、教職員の定年延長など、社会の変化に対応した働き方について協議を進める。

2) 評価制度の充実

- ① 教育・研究・地域貢献・大学運営等に関する業績を適正に評価するための教員評価制度を、評価項目や評価方法等を具体化しつつ導入する。
- ② 法人事務職員の人事評価についても適正に実施し、評価結果の具体的な活用方法を策定する。

3) 教職員の能力向上

FSDS 委員会が中心となり、教職協働に向けて、大学教職員として教育研究活動やその支援活動、大学運営を効果的に行うために必要な知識、技能を修得・向上させるために、スタッフ・ディベロップメント（SD）を推進する。

※人事制度に関する措置については、教員の校務分掌における各委員会が、その役割と責任を果たすために機能的に運営がなされているかを検証し、必要な改善策を令和５年度から適宜実施する。

第９ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

（１）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

1) 外部資金の獲得

- ① 競争的資金や地域の企業・団体等からの共同研究費・受託研究費等の獲得に向けて、

外部資金の情報収集と教員による申請及び受入等の支援体制を充実させ、教育研究資金の一層の獲得に努める。

② 教育研究活動への支援を広く地域の企業等へ働きかけ、寄附金の獲得に努める。

(2) 経費節減に関する目標を達成するための措置

1) 事務組織改革を実施し、組織として事務処理の簡素化・合理化に取り組む。

2) 事務組織改革において、外部委託の活用を検討する。

3) 事務機能の情報（デジタル）化を推進し、業務の効率化を図る。

※財務内容の改善に関する措置については、各年度の収支状況に応じて、次年度に必要な対策を強化する。

第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

1) 学生による授業評価を実施する。授業評価の結果はウェブサイト（HP）上に『授業評価集計報告書』として公表する。また、授業評価の集計結果と学生の要望に対し、大学の取組を『授業改善計画』としてウェブサイト（HP）上に公開する。

2) 学生生活満足度調査を実施する。また、調査結果はウェブサイト（HP）上に『学生生活満足度調査結果概要』として公表する。

3) FDSO 委員会が中心となり、全学的に FDSO 研修会を実施する。

4) 学生の成績評価（GPA）の分布状況や学習時間に関する調査結果をウェブサイト（HP）上で公開する。

5) PDCA サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立し、定期的に自己点検・評価を行う。

6) 旭川市公立大学法人評価委員会の評価結果を活用し、必要な取組と改善を行う。

<学部・大学院>

第三者機関（財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価を令和5年度に受審し、認証評価結果を活用し必要な取組と改善を行う。

<短期大学部>

第三者機関による認証評価を令和9年度に受審する。認証評価の結果を活用し必要な取組と改善を行う。

※自己点検・評価に関する措置については、令和5年度の第三者機関による認証評価並びに旭川市公立大学法人評価委員会による評価結果を活用し、必要な計画を令和6年度以降に反映させる。

(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置

<大学・短大共通>

- 1) 高大連携プログラムを充実させ、教育内容等の情報公開に努める。
- 2) 社会人特別選抜制度の周知徹底を図る。
- 3) オープンキャンパス、保護者のための進学説明会等を開催し、入学者選抜や教育内容についての情報公開に努める。
- 4) 高校訪問、進学説明会等を開催し、入学者選抜内容についての情報公開に努める。
- 5) 入学者選抜に関する情報を適正な時期にウェブサイト（HP）上にて公表する。
- 6) ホームページの充実を図り、広く一般市民への情報公開に努める。
- 7) 中期計画、年度計画、財務諸表等、法令に基づく公表はもとより、教育研究活動や地域連携活動等に加えて、学内で収集・分析したデータ等を含め、本学の多面的な活動全般をウェブサイト（HP）上に掲載し、広く市民に公表する。

<大学院>

研究生募集のための大学院説明会を開催し、入学者選抜や研究内容についての情報公開に努める。

※情報公開に関する措置については、各年度の情報公開状況を検証し、必要な改善を次年度に向けて適切に行う。

第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

（1）法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与える。本学は構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。
- 2) 人権擁護委員会、研究倫理委員会、研究活動不正対策委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令遵守と人権侵害防止の徹底を図る。

※法令遵守及び人権の尊重に関する措置については、関係委員会と担当部局がその徹底に向けた取組を令和 5 年度中に計画立案し、令和 6 年度以降実行することとする。

（2）危機管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災訓練を毎年計画し実行する。
- 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。
- 3) 研究倫理委員会並びに研究活動不正対策委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。
- 4) 危機管理委員会を定期的で開催し、新型コロナウイルスへの感染対策を継続して実施する。

※危機管理に関する措置については、毎年実施状況を検証し、必要な取組を次年度に向けて適切に実施する。

（3）施設・設備の適切な維持管理に関する目標を達成するための措置

施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。

※施設・設備の適切な維持管理については、必要な防水工事を優先度の高い大学校舎屋上など各年度で計画的に実施する。また、キャンパス内環境整備については、中期計画期間内の実施を目指す。

(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech（エドテック/教育における AI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）を意識した環境整備を行う。

第 12 予算、収支計画及び資金計画

① 予算

- 1) 運営費交付金
- 2) 授業料等収入
- 3) 受託研究等収入
- 4) 補助金収入
- 5) その他の収入
- 6) 教育研究経費及び一般管理費
- 7) 人件費
- 8) 施設整備に係る事業費

② 収支計画

令和 5 年度～令和 11 年度 収支計画

(単位：百万円)

③ 資金計画

令和 5 年度～令和 11 年度 資金計画

(単位：百万円)

(2) 短期借入金の限度額

① 短期借入金の限度額

② 想定される理由

- (3) 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
- (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- (5) 剰余金の使途
- (6) 積立金の使途